

令和7年度 緊急銃猟時補償費用保険

(地方公共団体等費用保険普通保険約款＋緊急銃猟時補償費用保険特約条項)

鳥獣保護管理法第34条の6 (損失の補償) 対応

緊急銃猟に伴い発生する損失を受けた方に対して、市区町村が「通常生じうる損失」として補償する費用を補填します。

跳弾による建物・自動車の破損。

建物破損に伴う店舗休業時の逸失利益。

緊急銃猟時の道路の破損。

○保険金の支払額

支払限度額 : 3,000万円 (一事故あたりかつ保険期間中限度額)
免責金額 : 1万円 (一事故あたり)

○保険期間と保険料

- ・当年度の保険満期は始期月にかかわらず令和8年6月1日16時までとなります。
- ・始期月毎の保険料は裏面のとおりとなります。
- ・なお、本保険は前年度のクマの目撃件数を基に保険料を決定いたします。
目撃件数が不明の場合は、50件以上目撃の保険料となります。

○本保険の特色

保険金ご請求時、環境省が提供する緊急銃猟ガイドライン記載のチェックリストを漏れなくご確認の上、ご提出いただく必要がございます。

○ご注意

市区町村長に損害賠償責任があることが判明した場合、賠償責任保険にて対応いたします。また、緊急銃猟の対人事故は国家賠償法で対応される旨、ガイドラインに記載されております。万が一求償される場合に備えるためにも、併せて、賠償責任保険へのご加入をご検討ください。

このチラシは緊急銃猟時補償費用保険の内容についてご紹介するものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、保険約款によりますが、緊急銃猟時補償費用保険の内容について、ご不明の点がございましたら代理店までお問い合わせください。

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社

公務第一部 公務第二チーム

保険料表

市区町村の令和6年度のクマの目撃件数（※1）と保険期間に応じて下表のとおりとなります。
 なお、始期月を問わず保険満期は令和8年6月1日16時とします。

令和6年度 クマの目撃件数 始期月 (※2)	申込 締切日	50件以上	20～49件	19件以下
9月1日	8月25日	100,000円	50,000円	30,000円
10月1日	9月20日	94,000円	47,000円	30,000円
11月1日	10月20日	88,000円	44,000円	30,000円
12月1日	11月20日	82,000円	41,000円	30,000円
1月1日	12月20日	76,000円	38,000円	30,000円
2月1日	1月20日	65,000円	32,000円	30,000円
3月1日	2月20日	53,000円	30,000円	30,000円
4月1日	3月20日	41,000円	30,000円	30,000円
5月1日	4月20日	30,000円	30,000円	30,000円

※1 目撃件数が不明の場合は、50件以上の保険料となります。

※2 加入月毎の保険料となります。申込日の翌月1日付けより補償開始です。

お見積り依頼・ご照会の受付について

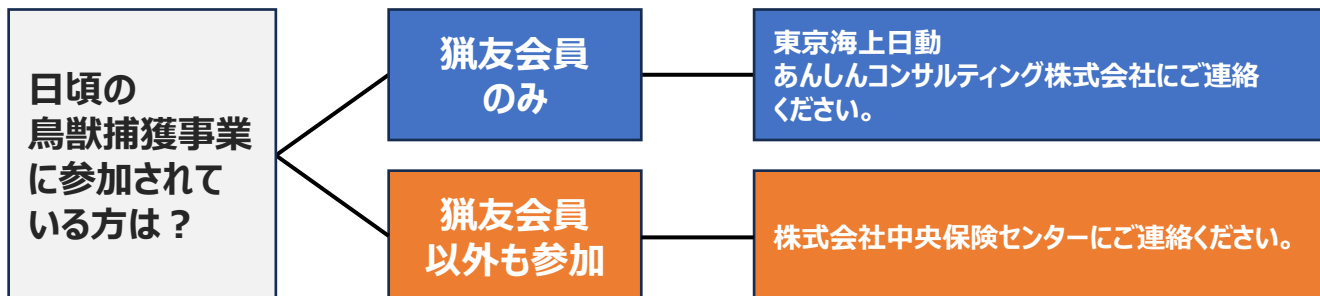


◀ お見積り依頼はこちら！

二次元コードよりアンケートにご回答いただきましたら、代理店よりご案内いたします。
 ご案内には数営業日お時間をいただく可能性がございます。

(URL: <https://forms.office.com/r/EACiSpc5tU>)

「鳥獣被害対策総合補償制度」にご加入済の自治体様は加入先代理店までお問い合わせください。
 それ以外の自治体様は、以下フローチャートより代理店をご確認いただきお問い合わせください。



お申込み・事故時の お問い合わせ先	【取扱代理店（青色パンフレット）】 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 公務広域法人部 住所：〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング 6階 TEL：03-4332-4010 e-mail：hunters@web-tac.co.jp https://www.web-tac.co.jp/hunters/	【取扱代理店（オレンジ色パンフレット）】 株式会社中央保険センター 住所：〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル 5F TEL：03-5614-6771 e-mail：info@chc-hoken.co.jp https://www.chc-hoken.co.jp/